

# 三島市 公園施設長寿命化計画

令和4年3月

三島市 計画まちづくり部 水と緑の課

## 1. 都市公園整備状況

(令和4年 2月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
65 箇所	41.88 ha	3.87 m <sup>2</sup>

## 2. 計画期間（西暦）〔2022年度～2032年度（10箇年）〕

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
54	3	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	61

### ②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のうち、水と緑の課で管理するものと設定する。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
297	175	236	150	1	7	103

  

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
657	0	0	1,626

### ②これまでの維持管理状況

・これまで計画対象となる都市公園の施設は、水と緑の課により維持保全（清掃、保守、修繕）と日常的な管理が行われてきたが、計画的な予防保全型管理は実施してこなかった。  
・遊具施設は、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全に関する指針」及び社団法人日本公園施設業組合（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。  
・日常点検及び定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修、更新を実施してきた。

③選定理由

- ・本市の都市公園は設置から30年以上経過した公園が約5割を占め、10年後には約6割に達する見込みである。
- ・これまで劣化した遊戯施設の修繕、更新、便所の修繕などを実施してきたが、公園施設の老朽化が顕在化してきている。
- ・今後は、進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検や維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び改築、更新を計画的に進めていく必要がある。
- ・このため、予防保全対策及び日常管理により安全の確保やライフサイクルコストが削減できる遊戯施設、また使用頻度が高い2ha以上の公園の四阿、藤棚、便所を長寿命化対象施設としている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2021年6月から2022年3月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物  
国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く施設のうち予防保全型管理の候補とした223施設について実施した。
2. 遊具等  
公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 ( 196 )	4	26	165	1	
c. 土木構造物 ( 0 )	0	0	0	0	
d. 建築物 ( 27 )	0	24	2	1	
b. 遊具等 ( 150 )	3	71	69	7	

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の「利用者数」及び「災害時の避難場所の指定」の状況より設定した。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 ( 196 )	1	165	30
c. 土木構造物 ( 0 )	0	0	0
d. 建築物 ( 27 )	1	2	24
b. 遊具等 ( 150 )	50	26	74

## 7. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、水と緑の課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、水と緑の課によるもののほか、地域住民や各種団体等による公園ボランティア制度の活用を推進する。

#### a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### b. 遊具等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、期間中1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

### b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

### d. 建築物等

- ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、三島市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。
- ・ 舗装については、劣化や損傷が顕著（舗装面積の1/2以上）となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

### 3. 植栽の扱い

- ・ 各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・ おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	243,144 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	243,144 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	24,314 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は5,850千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2026 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。  
・公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。